

改正案

現行

（適用の特例）

第一条の二 法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす株式会社（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一 法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

（適用の特例）

第一条の二 国際的な財務活動又は事業活動を行う会社として次に掲げる要件のいずれかを満たすもの（以下「特定会社」という。）が提出する財務諸表の用語、様式及び作成方法は、連結財務諸表を作成していない場合に限り、第七章の定めるところによることができる。

一 次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

イ 発行する株式が、金融商品取引所（法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。）に上場されていること又は認可金融商品取引業協会（同条第十三項に規定する認可金融商品取引業協会をいう。）に店頭売買有価証券（同条第八項第十号ハに規定する店頭売買有価証券をいう。）として登録されていること。

ロ 法第二十四条第一項又は第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っていること。

ハ 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができると整備していること。

二 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(1) 会社、その親会社、その他の関係会社（第八条第八項に規定するその他の関係会社をいう。以下この号において同じ。）又は当該その他の関係会社の親会社が外国の法令に基づき、当該法令の定める期間ごとに国際会計基準（連結財務諸表規則第一条の二第一項第一号ニに規定する国際会計基準をいう。以下こ

二 指定国際会計基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、当該基準に基づいて財務諸表を適正に作成することができる体制を整備していること。

(比較情報の作成)
第六条 当事業年度に係る財務諸表は、当該財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(当事業年度に係る財務諸表(附属明細表を除く

の号及び第百二十八条において同じ。)に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(2) 会社、その親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国金融商品市場(法第二条第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。第八条第十項第三号において同じ。)の規則に基づき、当該規則の定める期間ごとに国際会計基準に従つて作成した企業内容等に関する書類を開示していること。

(3) 親会社、その他の関係会社又は当該その他の関係会社の親会社が外国に連結子会社(連結財務諸表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいい、当該親会社の直近事業年度の末日における資本金の額が二十億円以上のものに限る。)を有していること。

二 当事業年度の直前の事業年度(以下「前事業年度」という。)、当事業年度に属する中間会計期間又は当事業年度に属する四半期会計期間(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(平成十九年内閣府令第六十三号。以下「四半期財務諸表等規則」という。))第三条第四号に規定する期間をいう。)のいずれかの期間のうち、その末日が貸借対照表日に最も近いものに係る財務諸表、中間財務諸表(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)第一条第一項に規定する書類をいう。))又は四半期財務諸表(四半期財務諸表等規則第一条第一項に規定する書類をいう。))を指定国際会計基準に準拠して作成した会社であつて、前号ロ及びハに掲げる要件を満たすこと。

(比較情報の作成)
第六条 当事業年度に係る財務諸表は、当該財務諸表の一部を構成するものとして比較情報(当事業年度に係る財務諸表(附属明細表を除く

。に記載された事項に対応する当事業年度の直前の事業年度（以下「前事業年度」という。）に係る事項をいう。）を含めて作成しなればならない。

（定義）

第八条（略）

2～9（略）

10（略）

一・二（略）

三 前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）における取引、外国金融商品市場（法第二条第八項第三号に規定する外国金融商品市場をいう。）における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

11～63（略）

（会計基準の特例に関する注記）

第二百二十八条（略）

一 指定国際会計基準が国際会計基準（連結財務諸表規則第九十三条に規定する国際会計基準をいう。以下この号及び次号において同じ。）と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨

二・三（略）

。に記載された事項に対応する前事業年度に係る事項をいう。）を含めて作成しなければならない。

（定義）

第八条（略）

2～9（略）

10（略）

一・二（略）

三 前二号に掲げる取引に類似する取引（取引所金融商品市場（法第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。）における取引、外国金融商品市場における取引、商品先物取引法第二条第十項に規定する商品市場における取引又は外国商品市場取引（次項第三号及び第八条の八第二項において「市場取引」という。）以外の取引を含む。）

11～63（略）

（会計基準の特例に関する注記）

第二百二十八条（略）

一 指定国際会計基準が国際会計基準と同一である場合には、国際会計基準に準拠して財務諸表を作成している旨

二・三（略）